



# 尼崎市からのお知らせ

尼崎市 健康福祉局 法人指導課

- 1. 実地指導における主な指摘事項及び留意事項**
- 2. 個別支援計画について**
- 3. 虐待防止の更なる推進について**
- 4. 身体拘束の適正化について**
- 5. 就労支援事業について**
- 6. 障害児通所支援について**
- 7. あましえあについて**

# 1. 実地指導における主な指摘事項及び留意事項

## 【人員に関する基準】

### ○配置基準

- ・ 指定基準に定められている従業者の員数を配置していない又は必要な時間数配置していない。  
⇒ 欠如している職種により人員基準欠如減算の適用となる場合がありますので、請求に当たっては、人員基準を満たしているかどうかの確認を行ってください。

人員基準欠如減算の対象とならない職種もありますが、**人員基準欠如減算の有無にかかわらず、「人員基準違反」となりますので、必要な従業者の配置に向けた改善の取組みが必要です。**  
なお、**人員基準欠如が継続すると、「人員基準違反」に該当するものとして、指定取消等の対象となる場合がありますので、適正な配置をお願いします。**  
**※新規指定後、利用者等がない場合であっても従業者の配置が必要です。**

### ○勤務体制の確保

- ・ 月ごとの勤務表が作成されていない。
- ・ 勤務表において、日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、兼務関係等の記載がないなど、勤務体制が明確にされていない。

# 1. 実地指導における主な指摘事項及び留意事項

## 【運営に関する基準】

### ○運営規程等の記載

- ・運営規程及び重要事項説明書に記載している内容が実態と異なっている

### ○個別支援計画に係る業務

- ・個別支援計画の作成に係る一連の流れが適切に実施されていない。
  - ・個別支援計画が作成されていない、定期的に個別支援計画の見直しが行われていない。
- ⇒ 上記の場合、個別支援計画未作成減算に該当する場合があります。（P.10～12 参照）

### ○秘密保持等

- ・従業者（退職後も含む。）が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことがないよう、適切な措置を講じていない。
  - ・他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供するに当たって、当該利用者又はその家族等から、あらかじめ文書による同意を得ていない。
- ⇒ 従業者による個人情報の漏洩の禁止にかかる措置として、就業規則への規定、誓約書を徴収するなどの方法があります。（退職後も適用となる内容にしておいてください。）  
業務上、個人情報を持ち出す場合は、個人情報の盗難、紛失などにも留意してください。

# 1. 実地指導における主な指摘事項及び留意事項

## 【運営に関する基準】

### ○苦情対応

- ・苦情を受け付けた場合、当該苦情内容の記録を残していない。

### ○職員の研修

- ・事業所の従業員の職務内容、経験等に応じて研修の実施計画を作成していない。
- ・実施した研修の記録（研修資料を含む。）を残していない。

### ○サービスの質の評価

- ・自ら提供するサービスの質の評価が実施されていない。評価結果を公表していない。  
⇒ 自己点検等を実施して課題を見だし、改善していく取組を実践してください。  
また、その結果について、ホームページや事業所内への掲示などによる公表に努めてください。

### ○掲示

- ・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。  
⇒ 掲示に代えて、事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることも可能です。

# 1. 実地指導における主な指摘事項及び留意事項

## 【運営に関する基準】

### ○給付費等の額に係る通知等

- ・法定代理受領により市から給付費等の支給を受けた場合は、利用者等に対して、当該利用者等に係る給付費等の額を通知していない。

### ○定員の遵守

- ・利用定員を超えて受け入れた日が多数あり、やむを得ない事情が確認できない。  
⇒ 定員を遵守し、受け入れ数の適正化を図ってください。

「災害・虐待その他やむを得ない事情」に該当しない、定員を超えた利用者の受入れは、「運営基準違反」です。減算にならない範囲であれば受け入れてよいというものではありません。定員超過利用となる場合、やむを得ない事情を記録し、日々の利用者数に応じた従業者の配置が必要な事業は、適切な人員配置を行ってください。

### ○事故発生時等の対応

- ・事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めていない。
- ・事故発生時等において、管理者に報告され、改善策が従業者に周知される体制が整備されていない。
- ・定期的に、事故発生又はその再発防止について、会議や従業者に対する研修が行われていない。

# 1. 実地指導における主な指摘事項及び留意事項

## 【運営に関する基準】

### ○ハラスメント対策

- ・ 職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置が講じられていない。
- ・ ハラスメントにかかる相談等に応じ、適切に対応するための窓口の設置やその周知がされていない。  
(参考) 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針  
事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針

### ○非常災害対策

- ・ 非常災害に関する具体的計画（消防計画及び風水害、地震等）を立てていない。
- ・ 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に従業員に周知していない。
- ・ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていない。  
⇒ 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。  
※その他、消防法の規定により、消防用設備点検や防火管理者の選任等が必要となる場合があります。

**【通所系、居住系、施設系サービス】**

### ○会計の区分

- ・ 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計をその他の事業の会計と区分していない。  
⇒ 就労系サービスについては、就労支援事業による会計処理が必要です。（P.17～20 参照）

# 1. 実地指導における主な指摘事項及び留意事項

## 【報酬に関する基準】

### ○基本報酬

- ・ 提供したサービスの具体的な記録が作成されておらず、サービス提供の有無が確認できない。
  - ・ サービスの提供の記録と報酬請求の回数が異なっている。
- ⇒ 報酬の請求に当たっては、サービス提供の実態に即して行う必要があります。  
事業者は、適正なサービスの実施を確認の上、請求を行うようにしてください。  
請求後に、請求誤りに気付いた場合は、事業所自らが過誤調整の手続きを行ってください。

適正なサービスを提供しているかどうか、サービス提供の実施状況の把握などは、指定基準により管理者やサービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の責務として規定されています。適正なサービスを提供しているか、サービス提供記録など適切に作成されているかの確認をお願いします。なお、**実際はサービス自体が行われていない場合、実際に提供した時間以上にサービス提供を行ったものとして請求している場合などは「不正請求」に該当するものとして、指定取消等の対象**となります。



# 1. 実地指導における主な指摘事項及び留意事項

## 【報酬に関する基準】

### ○加算・減算

- ・加算要件を満たす人員を配置していない、又は、配置されているか明確でない。  
⇒ 事業者は、加算ごとに定められた算定要件を満たした上で、加算を算定する必要があります。特に、従業者の配置や資格が加算要件に含まれる場合は、従業者の退職等により算定要件を満たさなくなる場合もありますので注意が必要です。毎月、配置や資格要件等を満たしているかどうか、確認を行うようにしてください。  
請求後に、請求誤りに気付いた場合は、事業所自らが過誤調整の手続きを行ってください。その他、会議・研修の開催、利用者等への相談援助、医療機関等との連携など、**各加算の算定要件を満たしていることがわかる記録を作成し、保管することが必要**です
- ・減算すべき事由に該当しているが、減算せずに請求している。  
⇒ 減算については、基準違反を未然に防止し、適正なサービス提供の確保等を目的に設けられた仕組みです。サービスごとで減算事由は異なりますので、運営している事業について、どのような減算事由があるのか、減算事由に該当していないか、改めて確認をお願いします。

加算要件を満たしていないことを把握しながら請求している、減算事由に該当していることを把握しながら減算を行わずに請求しているなど、解釈誤りや極めて事務的な誤りと認められない場合は、「不正請求」に該当するものとして指定取消等の対象となります。

# 1. 実地指導における主な指摘事項及び留意事項

## ○業務継続に向けた取組の強化 ※令和6年4月1日より義務化

- ・業務継続計画の策定
- ・従業者に対し、業務継続計画について周知
- ・業務継続計画に基づく、必要な訓練を定期的実施
- ・業務継続計画に基づく、必要な研修を定期的実施
- ・定期的な業務継続計画の見直し、必要に応じて変更

サービス種別により、委員会・研修等を開催すべき頻度が異なりますので、指定基準・解釈通知を確認してください

(参考) 障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン  
障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

## ○感染症対策の強化 ※令和6年4月1日より義務化

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施
- ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施  
(※通所系、居住系、施設系サービスは食中毒の予防について含みます。)

(参考) 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染症対策マニュアル

## 2. 個別支援計画について

**サービス提供責任者は、個別支援計画にかかる次の業務を行わなければならない**

(対象サービス)

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援

- ・ **個別支援計画の原案を作成すること**

⇒ 個別支援計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。

- ・ **利用者及びその家族に対して、個別支援計画の内容を説明し、交付を行うこと**

- ・ **必要に応じて個別支援計画の変更を行うこと**

⇒ 個別支援計画作成後においても、当該個別支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行う必要があります。

## 2. 個別支援計画について

**サービス管理責任者  
児童発達支援管理責任者** は、個別支援計画にかかる次の業務を行わなければならない

(対象サービス)

療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型  
就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助  
児童発達支援、医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関において行う場合を除く。）、放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援（指定発達支援医療機関において行う場合を除く。）

- ・利用者に面接して、**アセスメント**を行うこと
- ・**個別支援計画の原案を作成**すること
- ・サービスの提供に当たる**担当者等を招集し、会議**を開催し、原案の内容の意見を求めること
- ・原案の内容について、**利用者又はその家族に対して説明し、文書による同意**を得ること
- ・個別支援計画を**利用者に交付**すること
- ・利用者に面接して、個別支援計画の実施状況の把握（**モニタリング**）を行い、**記録**すること
- ・**定期的に個別支援計画の見直し**を行い、必要に応じて変更を行うこと

## 2. 個別支援計画について

### 次のいずれかに該当する場合は、個別支援計画未作成減算に該当します

該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき、減算となります。

- ① サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと
- ② 指定基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと

#### (算定される単位数)

- ・減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の70%とする
- ・減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の50%とする

#### 個別支援計画の見直しの頻度

- ・3月に1回以上・・・自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、自立生活援助
- ・6月に1回以上・・・療養介護、生活介護、施設入所支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援  
共同生活援助  
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援  
保育所等訪問支援

# 3. 虐待防止の更なる推進について

令和4年4月1日から次の項目について、義務化されました。

## ① 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び従業員への周知徹底

⇒ 委員会の役割については、次のとおりです。

### ・虐待防止のための計画づくり

(虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成)

### ・虐待防止のチェックとモニタリング (虐待が起こりやすい職場環境の確認等)

### ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討

(虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実施)

なお、法人単位での設置、身体拘束適正化検討委員会と一体的な設置・運営は可能です。

## ② 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施

⇒ 研修は定期的に年1回以上実施するとともに、新規採用時には必ず実施してください。

## ③ 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者の選任

次の項目を定めた指針の作成が望ましい

- ア) 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- イ) 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ウ) 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- エ) 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- オ) 虐待発生時の対応に関する基本方針
- カ) 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ) その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

虐待防止のための指針を作成することが望ましいです。

運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を盛り込む必要があります。

(参考) 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き

(令和4年4月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室)



# 4. 身体拘束の適正化について

サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため  
緊急やむを得ない場合を除き、  
身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない

## ＜例外的に行う場合の要件＞

次の3つの要件をすべて満たしていること

- 切迫性・・・利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

やむを得ず身体拘束等を行う場合には・・・

その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに  
緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない

**上記の記録がなければ、身体拘束廃止未実施減算に該当**

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援は、令和5年3月31日まで経過措置中)

# 4. 身体拘束の適正化について

身体拘束等を適切に行うためには必要な記録を行うことが必要であるとともに、次に記載の**身体拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならない**

①**身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること**

⇒ 委員会における具体的な対応は次のことが想定されます。

ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること

イ 従業者は身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アに従い、身体拘束等について報告すること

ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること

エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること

オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること

カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること

②**身体拘束等の適正化のための指針を整備すること**

③**従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること**

**令和4年4月1日から義務化されたため、未整備の事業所は早急に体制整備が必要です。**

**なお、令和5年4月1日から身体拘束廃止未実施減算に該当します。**



# 4. 身体拘束の適正化について

## 身体拘束廃止未実施減算の該当要件

- 1 身体拘束等に係る記録が行われていない場合
- 2 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催していない場合
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
- 4 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施していない場合

※ 事業所等において、身体拘束等を行っていない場合であっても、委員会・指針・研修の実施は必要であり、未実施の場合は、身体拘束廃止未実施減算に該当します

### (対象サービス)

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型

就労継続支援B型、共同生活援助

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援  
障害児入所支援、共生型障害児通所支援

### (算定される単位数など)

1日につき5単位を所定単位数から減算する。

上記4点のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について、所定単位数から減算する。

# 5. 就労支援事業について

## <就労継続支援 A 型の賃金等について>

指定基準第 192 条

第 2 項 指定就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第 6 項 賃金及び工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

**上記の指定基準を満たさない場合には、事業所より「経営改善計画書」を提出していただいているところです。今後も経営改善に向けた取組をお願いします。**

就労継続支援 A 型事業については、原則として余剰金は発生しないが、将来にわたって安定的に賃金を支給するため又は安定的かつ円滑に事業を継続するために、一定の条件の下に工賃変動積立金、設備等整備積立金を積み立てることができます。

積立の具体的取扱い及び就労支援事業の会計処理については、次の通知などを参考にしてください。

- ・「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について（平成25年1月15日社援発0115第1号）
- ・社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について（平成23年7月27日雇児総発0727第3号他）
- ・「就労支援の事業の会計処理の基準」の改正に係る留意事項等の説明（平成25年1月15日事務連絡）
- ・「就労支援事業会計の運用ガイドライン」について（令和4年4月7日事務連絡）

# 5. 就労支援事業について

## <就労継続支援 A 型の報酬区分の評価点について>

就労継続支援 A 型サービス費は、利用定員、人員配置に加え、スコア告示の規定により算出される評価点（以下「スコア」という。）の合計点に応じ算定される。

※スコア告示：厚生労働大臣の定める事項及び評価方法（令和 3 年厚生労働省告示第 8 8 号）

実地指導において・・・

- ・ 当該スコアの合計点の算定根拠となる資料等の作成が確認できなかった
- ・ 算定要件の主旨に合致しない事由で評価点を加算している

などの事例が見受けられました。

次の留意事項通知には、具体的な評価項目及び評価方法、事業所に備え置くべき根拠資料等が記載されていますので、算定に当たっては、ご注意ください。

**厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について**

**（令和 3 年 3 月 3 0 日障発 0 3 3 0 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）**

# 5. 就労支援事業について

## <就労継続支援 A 型の施設外就労について>

施設外就労を行っている事業所における主な留意点は次のとおりです。

- ・ 施設外就労の総数については、利用定員を超えないこと
- ・ **施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること**
- ・ 施設外就労の提供を運営規程に位置付け、当該就労について規則を設けること
- ・ **施設外就労を含めた個別支援計画は事前に作成**され、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への意向に資すると認められること
- ・ 緊急時の対応ができること
- ・ 施設外就労先の企業とは、請負作業に関する契約を締結すること
- ・ 請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の企業ではなく、事業所が行うこと

※その他詳細な事項については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」参照

**実地指導において、どの利用者がいつ施設外就労にいつているのか、その施設外就労に同行している指導員等が誰なのか、事業所において適切に管理できていない事例が多く見受けられますので、管理をお願いします。**

# 5. 就労支援事業について

## <就労継続支援 B 型の報酬区分の平均工賃月額について>

就労継続支援 B 型サービス費は、利用定員、人員配置及び前年度の工賃平均月額に応じ算定される。

### 工賃（指定基準第 201 条）

指定就労継続支援 B 型事業者は、利用者に、**生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。**

実地指導において・・・

- ・ **適正な就労支援事業の会計処理が行われていない**
- ・ **前年度の工賃平均月額の算定に当たって、工賃に自立支援給付が充てられているが、控除せずに算出している**

などの事例が見受けられました。

適正な会計処理のもと、平均工賃月額を算定し、基本報酬の区分の届出を行ってください。

**(工賃) = (生産活動に係る事業の収入) - (生産活動に係る事業に必要な経費) により算出されるものです。**  
工賃に自立支援給付を充てている場合は、控除してください。

※ 適正な就労支援事業の会計処理については、就労継続支援 A 型 P. 17 に記載の通知参照

# 6. 障害児通所支援について

## <定員超過で受け入れた場合の職員配置について>

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの人員基準（主として重症心身障害児以外の事業所）

児童指導員又は保育士の員数について、次のとおり定められています。

- ・ 1人以上は、常勤でなければならない
- ・ 単位ごとにその提供を行い時間帯を通じて、専ら当該サービスの提供にあたる児童指導員又は保育士の合計が、次のイ又はロに定める数以上
  - イ) 障害児の数が10までのもの 2以上
  - ロ) 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

実地指導において・・・

**定員超過により11～15人の利用者を受け入れを行っているにもかかわらず、基準配置職員を10人に対して2人の配置としており、人員基準欠如となっている事例が見受けられます。もしくは、児童指導員等加配加算などの要員となっている人員を基準配置職員とみることで、当該加算の要件（加配職員：常勤換算方法で1以上）を満たさなくなる事例が見受けられます。人員基準欠如減算・児童指導員等加配加算などの過誤調整となりますので、ご注意ください。**

※ 基準配置職員に「障害福祉サービス経験者」を含むとされた旧基準の経過措置については、令和5年3月31日で終了となりますので、ご注意ください。

# 6. 障害児通所支援について

## 基準改正の概要 ※令和5年4月1日施行

### 1 安全計画の策定の義務化（対象：全ての障害児通所支援事業所）

⇒ P.23 をご確認ください

### 2 利用者の所在確認・安全装置の装備の義務化（対象：全ての障害児通所支援事業所）

⇒ P.24 をご確認ください

### 3 懲戒権の濫用禁止の規定の削除（対象：児童発達支援センター）

### 4 児童発達支援事業所と保育所等とのインクルーシブ保育のための基準緩和 （対象：児童発達支援センター、児童発達支援事業所 ※放課後等デイサービスは対象外）

⇒ 実施を検討されている事業所は、事前にご相談ください。

（参考）保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について



# 6. 障害児通所支援について

## <安全計画の策定等>

※令和6年3月31日まで経過措置として努力義務

安全計画とは・・・

事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画

- ① 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、**事業所ごとに安全計画を策定**し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ② 事業者は、**従業者に対し、安全計画について周知**するとともに、**研修及び訓練を定期的**に実施しなければならない。
- ③ 事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、**保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知**しなければならない。
- ④ 事業者は、**定期的**に**安全計画の見直し**を行い、**必要に応じて安全計画の変更**を行うものとする。



# 6. 障害児通所支援について

## <安全管理の徹底について>

幼児等の所在確認と安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が示され、バス送迎に当たっての安全管理の徹底について、次のとおり、義務付けられました。

- ① 園児等の**通園や園外活動等**のために自動車を運行する場合、**園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認**すること（対象：全ての障害児通所支援事業所）

⇒ 送迎用バスの運行に限らず、園外活動ほか園児等の移動のために自動車を運行する全ての場合が対象です。

- ② 通園用の自動車を運行する場合は、当該**自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を装備**し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認をすること

（対象：児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。）、放課後等デイサービス）

⇒ 通園を目的とした自動車のうち、座席が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則義務付けの対象です。**装備すべき安全装置の導入が困難な場合、令和6年3月31日までの間、代替的な措置を講じてください。**

（経過措置期間内の代替措置の例）

運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど経過措置は設けられていますが、可能な限り令和5年6月末までに導入するよう努めてください。

なお、安全装置の導入に係る補助金の支給を予定しています。

# 6. 障害児通所支援について

## <安全管理の徹底について>

バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する厚生労働省通知など、本市のホームページに掲載しています。

【尼崎市ホームページ】

トップページ > くらし・手続き > 障害者支援 > 障害者自立支援制度  
> 【障害福祉サービス等】 【障害児通所支援】 指定サービス事業に関するお知らせ  
> 障害児通所支援事業所における車両送迎の安全管理の徹底について

※ 「市報ID・ページ番号検索：1033494」

**ご確認いただき、各事業所における安全管理の徹底をお願いします。**

# 7. あましえあについて

尼崎市地域情報共有サイト「あましえあ」

⇒ 地域資源・介護・医療・障害福祉データベースを構築し、  
2つのサイトで情報発信を行っています。

①住民向け情報検索サイト【あましえあ】

②関係者向け情報発信サイト【あましえあ（関係者用）】

- ・ ID、パスワードを入力し、関係者のみ閲覧可能（ID等は各事業所宛てに通知済み）
- ・ 尼崎市やサイト運営者から本事業の関係者への情報発信サイト

障害福祉サービスなどのお知らせや通知等、各事業所宛てに、メールやFAXでお知らせしていましたが、令和4年度より「あましえあ 関係者用サイト」のお知らせ欄での発信に移行しています。  
ただし、国等からの調査など回答を必要とするものは、便宜上、メール配信しています。

**未登録の事業所は、初期登録の手続きをお願いします。**  
**（IDなどの問い合わせ：障害事業所指定担当（06-6489-6522）へ）**